

## 生徒心得

高校3年間の生活は、身体的にも、精神的にも、成長が著しい時期にあります。高校教育の目標を十分認識して、将来の進路をしっかりとみつめ、自分自身の人格形成と学力向上に努め、有意義な高校生活を送るようにしてください。

### 1 登・下校、欠席等について

- (1) 午前8時35分までに登校する。
- (2) やむを得ず欠席、遅刻をする場合は、その理由を学校へ電子メール等で連絡する。
- (3) 欠席、遅刻、早退をした場合には、所定の届を担任や教科担当者に提出する。
- (4) 始業時から終業時まで、許可なく校外に出ない。やむを得ず外出する場合は、担任に申し出て、外出許可証を発行してもらう。

### 2 服装、履物、所持品等について

- (1) 登下校の際は、本校指定の制服を着用する。
- (2) 化粧や頭髪加工（染髪・パーマ等）をしたり、装飾品（ピアス・イヤリング・指輪等）をつけたりして登校しない。
- (3) 校舎内では指定のスリッパ（上履き）、体育館では体育館シューズを使用する。
- (4) 学校生活に不要なもの（多額の金銭、貴重品、ゲーム機等）を持参しない。
- (5) 所持品は必ず名前を書き、紛失しないように心掛ける。
- (6) 体育等で貴重品を身体から離すときは、貴重品袋等に入れ、必ず教員等に保管してもらう。
- (7) 生徒証明書は常に携行する。

### 3 授業について

- (1) 忘れ物がないように授業にのぞむ。
- (2) 授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに自分の席に着いているようにする。
- (3) 授業の始めと終わりには全員起立して挨拶をおこなう。
- (4) 授業中は授業に集中し、無用な私語などは慎む。
- (5) 疑問点などは積極的に質問し、内容の理解に努める。

### 4 家庭学習について

- (1) 授業の内容を十分に理解し学力を高めるため、授業の予習・復習を中心とした毎日の家庭学習を習慣づける。
- (2) 授業等でおこなわれる小テストなどは、家庭学習で十分に準備してのぞむ。

### 5 考査受験について

- (1) 本校でおこなう考査は、定期考査（中間考査、期末考査）と各教科が必要に応じておこなう考査（長期休業後の課題テストなど）がある。
- (2) 考査開始5分前に指定された席に着き、監督の教員の指示を待つ。
- (3) 筆記用具以外は机の上に置かないこと。（筆箱、下敷き、芯ケース、ティッシュケース等の使用は禁止する。）
- (4) 他の持ち物はカバンに入れ、すべて廊下に整頓して置くこと。
- (5) 机の中は何も入っていない状態にすること。
- (6) 携帯電話など外部と接触することができる機器は身につけないこと。身につけて受験した場合は、使用の有無にかかわらず不正行為とみなす。

- (7) 問題用紙の配布が始まって以降は、私語をしないこと。
- (8) 質問やその他用事のあるときは、黙って挙手すること。
- (9) 消しゴム、その他物品の貸し借りをしないこと。
- (10) 考查中の、うちわ・扇子等の使用は禁止する。
- (11) タオル・ハンカチ・ティッシュペーパー等を使用する場合は、前もって監督の教員に申し出て点検を受けること。
- (12) 防寒用コート等、膝掛け用の毛布等の使用は認めない。
- (13) 終了のチャイム開始と同時に解答をやめ、筆記用具を机の上に置くこと。
- (14) 考查を欠席するときは、当日の考查開始前に必ず学校に電話で連絡すること。
- (15) 病気によりやむを得ず欠席する場合は、必ず通院し医師による診断を受けること。また受診を証明する書類（領収書・薬の明細書など）を次の登校時に提出すること。
- (16) 遅刻については、考查開始 15 分までとする。それ以後は受験(入室)できない。
- (17) 途中退室は認めない。特別な事情(用便等)が生じた場合は監督の判断により許可することがある。
- (18) 退出時間が 15 分間を超える場合は当該考查を欠課扱いとする。

## 6 保健、衛生について

- (1) 高校 3 年間は、身体の発達が著しいだけに、身体的な異状も起こりやすい時期となる。規則正しい生活を送り、適度な運動によって、健康な身体づくりを心がけることや適度な睡眠と休養をとって過労に陥らないようにすることなど、各自の健康には細心の注意を払うようにする。
- (2) 学校でおこなわれる諸検査を受診し、異常がある場合には、速やかに医師の診断を受け、その指示に従うようにする。
- (3) 家族および本人が学校において予防すべき感染症に該当すると診断された場合は、速やかに担任もしくは保健部に連絡するようにする。
- (4) 心配ごとや悩みごとが生じたときには、保護者等、先生、友人等に相談する。

## 7 通学と交通安全について

- (1) 通学は徒歩、自転車、公共の交通機関（電車、バス等）とする。
- (2) 4 ない運動を必ず守る。  
※ 4 ない運動・・・「免許をとらない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」  
「バイクに乗せてもらわない」
- (3) 交通ルール、交通マナーをよく守り、事故に遭わないように心掛ける。
- (4) 自転車で通学しようとする人は、自転車保険（賠償責任・傷害保険）に加入しているかを必ず確認する。
- (5) また、学校で所定の手続をおこなう。  
\* 所定の手続・・・①自転車通学誓約書を提出 ②自転車点検・雨合羽所有確認  
③許可ステッカーを所定に位置に貼り付け

## 8 飲酒、喫煙、アルバイト等について

- (1) 未成年の飲酒、喫煙は違法行為であり、心身の健全な発育上有害であるため絶対におこなってはならない。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、保護者・担任と面談をおこなったうえで生徒指導部へ届け出る。

## 9 制服の着用について

### (1) 男子

#### 【必須】

・ジャケット ・スラックス ・ベルト ・長袖シャツ (青)

#### 【希望購入】

・夏スラックス ・半袖シャツ (青、白) ・長袖シャツ (白)  
・冬用セーター (グレー、紺) ・ニットベスト (グレー、紺)

### (2) 女子

#### 【必須】

・ジャケット ・冬スカート又はスラックス (ベルト) ・長袖シャツ (青)  
・リボン (スラックス着用時は着脱選択可)

#### 【希望購入】

・夏スカート ・夏スラックス ・半袖シャツ (青、白) ・長袖シャツ (白)  
・冬用セーター (グレー、紺) ・ニットベスト (グレー、紺)

### (3) ジャケット着用期間 (11月1日～4月30日) の着用規定

- ア 気候状況によりジャケットを着用せずに登下校してもよいが、ジャケットは必ず持ち帰る。
- イ 温度調節のために登下校時も含めて、セーター・ベスト (グレー、紺) を着用してもよい。
- ウ 始業時 (SHR) ・終礼・職員室や準備室への入室時は、必ずジャケットを着用する。
- エ 寒い時期は、防寒具やコート類を制服の上に着用して登校してもよい。ただし、教室内地での着用は認めない。

### (4) ジャケット着用期間 (11月1日～4月30日) における公式行事の着用規定

- ア 男子—ジャケット・スラックス・ベルト・長袖シャツ (青)
- イ 女子—ジャケット・スカート又はスラックス (ベルト) ・長袖シャツ (青) ・リボン
- ウ 男女ともにセーター・ベスト (グレー、紺) を着用してもよい。

### (5) ジャケット着用期間以外 (5月1日～10月31日) の着用規定

- ア ジャケットは着用しなくてもよい。
- イ 温度調節のために登下校時も含めて、セーター・ベスト (グレー、紺) を着用してもよい。

### (6) ジャケット着用期間以外 (5月1日～10月31日) における公式行事の着用規定

- ア 男子—スラックス・ベルト・長袖シャツ (青) または半袖シャツ (青、白)
- イ 女子—スカート又はスラックス (ベルト) ・長袖シャツ (青) または半袖シャツ (青、白)
- ウ 男女ともにセーター・ベスト (グレー、紺) を着用してもよい。
- エ クールビズの観点から、リボンは着用しなくてもよい。

### (7) その他

- ア ジャケットのボタンは、男女ともすべて留める。
- イ シャツは、男女とも第一ボタンを外してもよい。
- ウ スカートは正しい長さで着用する。正しい長さは、膝頭 (お皿) の範囲内とする。
- エ 制服の加工があれば、再度購入しなければならない。

## 10 携帯電話の取扱について

学校生活で携帯電話が必要な機会はほとんどないので、原則電源を切ることを徹底する。ただし、携帯電話の利便性を踏まえて、下記ルールでの使用を認める。

### (1) 使用を認める場合

- ア 災害時など緊急で家庭等との連絡を取る必要がある場合
- イ 学習活動や学校生活において必要である場合
- ウ 授業担当の教員が許可した場合

### (2) 使用可能時間

始業前 (朝の SHR まで) ・昼休み (5 限予鈴まで) ・放課後

※ 授業間の 10 分休憩は、次の授業準備に充てる時間であることから急を要する場合以外の使用は禁止する。

(3) 禁止行為

- ア 音楽プレーヤーや娯楽を目的とした YouTube 等の動画サイトの閲覧、ゲーム機としての使用
- イ 学校のコンセントなど公共の電気を利用しての充電
- ウ 廊下や階段等で歩きながらの使用
- エ 他人の個人情報の不適切な閲覧、著作権・肖像権を侵害する行為、SNS 等への投稿や情報モラルに反する行為
- オ その他（社会的な情報モラルに反する行為、学習妨害となる行為、自他の人権尊重に反する行為）

11 学習用タブレットの取扱について

(1) 禁止行為（教員の指示があった場合は除く）

- ア 音楽プレーヤーや娯楽を目的とした YouTube 等の動画サイトの閲覧、ゲーム機としての使用
- イ 校内における不必要な通信手段（インターネット検索、SNS 等）としての使用
- ウ エアドロップの悪用（必要のない場面での利用）
- エ 学校のコンセントなど公共の電気を利用しての充電
- オ 授業中の不正使用 ※ 不正使用とは、上記ア～ウなど
- カ 他人の個人情報の不適切な閲覧、著作権・肖像権を侵害する行為、他人の iPad の無断使用、悪質と思われる SNS 等への投稿や情報モラルに反する行為
- キ 定期考査時間中に iPad を使用したり、机の中等に持ち込んだりすること（電源の ON、OFF に関わらず）
- ク その他（社会的な情報モラルに反する行為、学習妨害となる行為、自他の人権尊重に反する行為）